

## ○海部地区急病診療所規則

(昭和 62 年 2 月 27 日)  
規則 第 1 号

改正 平成 5 年 2 月 15 日 規則第 1 号 | 平成 21 年 9 月 7 日 規則第 4 号  
平成 19 年 2 月 26 日 規則第 1 号  
平成 21 年 5 月 14 日 規則第 3 号

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、海部地区急病診療所（以下「診療所」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(診療の種類)

**第 2 条** 診療所の診療は、外来診療とする。

(診療日及び診療時間)

**第 3 条** 外来診療の診療日及び診療時間は、次のとおりとする。

診療科目	診 療 日	診 療 時 間
内科及び 小児科	土曜日	午後 6 時から午後 9 時まで
	(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号） に規定する休日 (3) 1 月 2 日・1 月 3 日及び 12 月 30 日・12 月 31 日まで	午前 9 時から正午まで 午後 1 時から午後 5 時及び 午後 6 時から午後 9 時まで
	月曜日から金曜日まで（休日・1 月 2 日・1 月 3 日及び 12 月 30 日・12 月 31 日を除く。）	午後 8 時 30 分から午後 11 時 30 分まで
歯 科	(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 1 月 2 日・1 月 3 日及び 12 月 30 日・12 月 31 日まで	午前 9 時から正午まで及び 午後 2 時から午後 5 時まで

2 前項の規定にかかわらず、海部地区急病診療所組合の管理者（以下「管理者」という。）は、必要があると認めるときは、診療に関する業務を委託した、海部医師会、海部歯科医師会及び津島海部薬剤師会と協議して臨時に診療日及び診療時間を変更することができる。

(管理者の指示等)

**第 4 条** 管理者その他の職員は、診療所の秩序の維持及び施設の管理上必要があると認めるときは、利用者に対し、診療所の利用に関し指示をし、又は診療所からの退去を命ずることができる。

(雑則)

**第 5 条** この規則に定めるもののほか、診療所の管理及び運営について必要な事項は、管理者が別に定める。

### 附 則

この規則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 5 年 2 月 15 日規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 19 年 2 月 26 日規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成21年5月14日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成21年9月7日規則第4号)

この規則は、平成21年10月1日から施行する。